



設立趣意

少子高齢化が進行する四国の自立的発展を促すためには、「**四国は一つ**」という意識を共有する数多くの若者が協調的・地域づくりを行う必要がある。そのため、四国の大学に四国全体の視点から地域活性化を先導できる人材の育成が期待されている。これらの地域づくりを担う人材には、四国の広域的課題、資源の魅力、ブランド、歴史、地勢、文化、伝統などを包含する“**四国学**”と地域固有の課題に取り組むために必要な“**学際的専門知識**”が必要である。

歴史的背景の異なる四国の大学は、個々の大学の特徴を活かした教育研究を進めるとともに、それぞれ強みのある教育研究を展開している。上述の「**人材育成**」や「**四国の魅力の発信**」に必要な教育資源が醸成されている。これらの教育資源を戦略的に連携させ、集約・発展させると、魅力ある四国の学びの教育基盤『**四国の知**』が形成でき、それらを活用して四国全体の視点から地域活性化を促す協調的・地域づくりを担う人材育成ができる。

四国の七大学が連携して「『**四国の知**』の集積を基盤とした四国の地域づくりを担う人材育成」を平成 20 年大学改革推進事業の一つである戦略的・大学連携支援事業に応募したところ、幸いにも採択された。

そこで、四国の国公立大学が連携して情報通信技術を活用する **e-Knowledge Consortium 四国** を設立し、四国の自立的発展に貢献する人材育成や、例え四国外にいても四国に思いを馳せる人材育成ができる教育基盤を構築する。この教育基盤は“**地域文化リテラシー**”である教養教育科目としての“**四国学**”と地域のニーズに応じた職業人を育成する“**専門職業リテラシー**”である“**学際的専門教育科目**”で構成される『**四国の知**』を e-Learning コンテンツとして集積したものである。

Consortium 四国に加盟する会員大学が『**四国の知**』を活用する教育プログラムを実施することにより、地域の課題を四国全体の視点から捉え、「**四国は一つ**」を意識しながら協調的・地域づくりを先導する人材を育成する。

さらに、Consortium 四国は全国の高校生やその保護者に「**四国についての学び**」「**四国における学びと生活**」の魅力を訴求し、四国内外の数多くの学生に四国の大学で学ぶことへの憧れを抱かせるとともに、Consortium 四国に蓄積される“**四国学**”をいろいろなメディアで出版し、四国の魅力を全国に発信し、四国のブランド力向上の活動を展開する。

規約

(名称)

第1条 本会は、「e-Knowledge コンソーシアム四国（以下「コンソーシアム四国」という。）」と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアム四国は、四国に所在する高等教育機関、地方公共団体、企業その他の法人又は団体（以下「高等教育機関等」という。）が相互に連携・協力し、それぞれの教育研究資源を有効活用することにより、四国の地域づくりを担う人材育成を推進し、四国の自立的発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアム四国は、次の事業を行う。

- (1) 情報通信技術を活用した四国の知の集積に関すること。
- (2) 地域のニーズに応じた多様な人材育成に関すること。
- (3) 高等教育機関の機能の拡張に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(会員)

第4条 コンソーシアム四国は、正会員、特別会員及び賛助会員をもって構成する。

- 2 正会員は、コンソーシアム四国の目的に賛同し、かつその事業に参画する四国に所在する高等教育機関等とする。
- 3 特別会員は、コンソーシアム四国が行う事業に協力する高等教育機関等とする。
- 4 賛助会員は、コンソーシアム四国が行う事業に協賛する高等教育機関等及び個人とする。
- 5 特別会員及び賛助会員に関する必要事項は、第10条で定めるコンソーシアム四国運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て別に定める。

(入会及び退会)

第5条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を次条に規定する会長に提出して申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り入会を認めるものとする。

2 会員は、退会届を会長に提出し、退会することができる。ただし、戦略的連携支援事業の共同実施に関する協定を締結している大学はこの限りでない。

(役員)

第6条 コンソーシアム四国に、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長（若干名）

(役員の選出及び任期)

第7条 役員は、運営委員会において選出する。

- 2 会長は、運営委員会を構成する委員の中から互選により決定する。
- 3 副会長は、会長が運営委員会を構成する委員の中から指名する。
- 4 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 役員に欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第8条 会長は、コンソーシアム四国を代表し、コンソーシアム四国を主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ指名した順により、その職務を代行する。

(顧問)

第9条 コンソーシアム四国に顧問を置くことができる。

(運営委員会)

第10条 コンソーシアム四国の運営に関する重要事項について、統括する委員会として運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、役員及び正会員を代表する者をもって構成する。
- 3 運営委員会は、会長が招集し、その議長となる。
- 4 運営委員会は、次の事項を審議・決定する。
 - (1) 規約の改廃
 - (2) 役員の選出
 - (3) 事業計画及び予算の承認
 - (4) 事業報告及び決算の承認
 - (5) 自己点検評価に関する事項
 - (6) 知的財産に関する事項
 - (7) 特別会員及び賛助会員に関する必要事項
 - (8) その他コンソーシアム四国の運営に関する重要事項
- 5 運営委員会は、2分の1以上の正会員の出席をもって成立する。
- 6 議決は、議長を除く出席正会員の過半数の同意でこれを決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 7 やむを得ない理由のため、運営委員会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。これにより議決権を行使した正会員は、第5項の規定については出席したものとみなす。
- 8 会長は、運営委員会に特別会員又は賛助会員の出席を要請し、必要に応じて意見を聞くことができる。

(企画委員会)

第11条 コンソーシアム四国は、円滑な事業運営のため企画委員会を置く。
2 企画委員会に関する必要な事項については、別に定める。

(専門委員会)

第12条 コンソーシアム四国に、第3条各号の事業を実施するために、次の専門委員会を置くことができる。

- (1) 教育専門委員会
 - (2) システム専門委員会
 - (3) 研究プロジェクト専門委員会
 - (4) 広報専門委員会
- 2 専門委員会に関する必要な事項については、別に定める。

(外部評価委員会)

第13条 コンソーシアム四国の事業に対して評価を行い、もって本事業の改善に資するため、外部評価委員会を置く。

2 外部評価委員会に関する必要な事項については、別に定める。

(事務局)

第14条 コンソーシアム四国の会務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局に関する必要な事項については、別に定める。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアム四国の運営に必要な事項は、運営委員会の議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年10月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 会長は、第7条第2項の規定にかかわらず、当分の間、香川大学教育担当理事をもって充てる。

e-Knowledge コンソーシアム四国外部評価委員会規則

(平成 24 年 4 月 12 日)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、e-Knowledge コンソーシアム四国（以下「コンソーシアム四国」という。）規約第 13 条の規定に基づき、外部評価委員会に関する必要な事項を定める

(任務)

第 2 条 外部評価委員会は、次の各号に掲げる事項を評価する。

- (1) 事業推進への助言
- (2) 各取組の連携目標、実施目標、実施結果に対する評価
- (3) 評価結果に基づいた各取組に対する提言
- (4) 次年度計画に対する評価
- (5) その他本事業の評価に関すること。

(組織)

第 3 条 外部評価委員会の委員は、コンソーシアム四国の役員及び職員以外の学識経験者から、コンソーシアム四国の会長が委嘱する。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 コンソーシアム四国規約第 6 条に規定の者
- (2) 職員 コンソーシアム四国規約第 10 条から第 12 条に規定の委員会及びその分科会の構成員並びに事務局長並びに会員組織のコンソーシアム四国事務担当者

(委員長)

第 4 条 外部評価委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 3 年とし、再任は妨げないものとする。ただし、通算在任期間は 6 年を限度とする。

(実施方法)

第 6 条 原則として年 1 回、外部評価委員会の開催又は書面審査（メール会議などを含む）で行う。

(評価結果の公表)

第 7 条 外部評価報告書を作成し、コンソーシアム四国のウェブサイト等で学内外に公表する。

(事務)

第 8 条 外部評価委員会の事務は、当分の間コンソーシアム四国事務局が担当する。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、外部評価委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 12 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

e-Knowledge コンソーシアム四国企画委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、e-Knowledge コンソーシアム四国（以下「コンソーシアム四国」という。）規約第11条の規定に基づき、企画委員会に関する必要な事項を定める。

(任務)

第2条 企画委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) コンソーシアム四国に係る運営の実務に関すること。
- (2) 各種専門委員会の統括と調整に関すること。
- (3) 研修会、セミナー等の企画・実施に関すること。
- (4) その他コンソーシアム四国の事業運営に関すること。

(組織)

第3条 企画委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) コンソーシアム四国の正会員から選出された者
- (2) その他企画委員会が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 企画委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員の中からコンソーシアム四国の会長が指名する。

2 委員長は、企画委員会を招集し、その議長となる。

3 企画委員会に若干名の副委員長を置く。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代行する。

(ワーキンググループ)

第5条 企画委員会の任務に関する事項を調査検討するため、ワーキンググループを置くことができる。

(委員以外の者の出席)

第6条 企画委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 企画委員会の事務は、e-Knowledge コンソーシアム四国事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、企画委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月22日から施行する。

四国の地域づくりを担う人材育成を推進し、四国の自立的発展に貢献することを目的に設置した「e-Knowledge コンソーシアム四国」に加盟している大学（以下「連携大学」という。）間において、相互が連携・協力して教育内容を充実させ、地域のニーズに応じた多様な人材育成を推進するために、各々の連携大学が単位互換科目として指定する遠隔授業科目（大学設置基準第 25 条第 2 項及び大学院設置基準第 15 条に定める授業の方法によるものに限る。以下、「単位互換授業科目」という。）について単位互換を認めることとし、次の事項について合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

（他大学単位互換授業科目の履修）

第 1 条 連携大学は、当該大学に在籍する学生が他の連携大学の単位互換授業科目を履修し、単位を修得することを認める。

（特別聴講学生）

第 2 条 前条により受け入れた学生の当該受入大学における身分は、特別聴講学生とする。ただし、当該受入大学において、既に別の定めがある場合は、その定めに従うことができる。

（単位の互換）

第 3 条 特別聴講学生が修得した単位は、当該学生の在籍する大学の定めるところにより、当該大学での履修により修得したものとみなす。

（単位互換の実施についての覚書等）

第 4 条 特別聴講学生の履修科目、履修期間、受入学生数、受入手続、授業料及びその他単位互換の実施に必要な事項は、別途取り交わす覚書に定める。

（既存協定との関係）

第 5 条 連携大学間において単位互換協定が既に締結されており、既存協定により本協定に定めるものと同等以上の単位互換事業が実施可能な場合は、当該大学間においては、既存協定を優先して適用することができる。

（発効）

第 6 条 本協定は、平成 22 年 4 月 1 日から効力を有する。

（協定の改定）

第 7 条 本協定は、連携大学のうちのいずれかの大学の申出により、協議の上、改定することができる。

（その他）

第 8 条 この協定書について疑義が生じたときは、各大学が協議の上、定める。

e-Knowledge コンソーシアム四国連携大学間の単位互換に関する協定書（以下「協定書」という。）第4条の規定に基づき、連携大学間の単位互換の実施について、ここに定める。

記

1 授業科目の範囲及び単位数

(1) e-Knowledge コンソーシアム四国連携大学間の単位互換に関する協定に基づく特別聴講学生（以下「特別聴講学生」という。）が履修できる授業科目は、科目を開設する大学（以下「受入大学」という。）が提供する単位互換授業科目のうち、当該学生の所属する大学（以下「所属大学」という。）において認めたものとする。

(2) 特別聴講学生が修得できる単位数は、所属大学において定めたものとする。

2 学生数

受け入れる学生数は、受入大学が決定するものとする。

3 出願手続

所属大学の長は、受入大学への出願を希望する学生について、別に定める期日までに次の書類を受入大学の長に提出するものとする。

- (1) 受入依頼書
- (2) 単位互換科目履修願
- (3) その他受入大学が定める書類

4 受入学生の決定

受入大学の長は、所属大学の長から受入の依頼があったときは、速やかに選考の上、受け入れる学生を決定し、所属大学の長に通知するものとする。

5 履修の辞退等

(1) 受入を許可された者は、休学等やむを得ない理由により履修を取りやめる場合は、所属大学の長を通して速やかに辞退届を受入大学の長に提出するものとする。

(2) 受入を許可された者が退学等により所属大学に所属しなくなった場合は、所属大学の長は、速やかに受入大学の長に通知するものとする。

6 履修期間

特別聴講学生の履修期間は、受入大学が許可した単位互換授業科目の開講期間とする。

7 成績評価及び単位授与の方法

(1) 受入大学において履修した授業科目の成績評価及び単位授与については、受入大学の定めるところにより行うものとする。

(2) 受入大学の長は、特別聴講学生の成績評価後、その結果及び単位授与について、速やかに所属大学の長に通知するものとする。

(3) 特別聴講学生の所属大学と受入大学の期末試験等の日時が重複した場合は、所属大学の試験を優先し、受入大学においては、追試験等の措置を講じるものとする。ただし、これによりがたい場合は、所属大学と受入大学の長が協議の上、別途措置を講じることができるものとする。

(4) 特別聴講学生が受入大学において修得した単位は、所属大学の定めるところにより、所属大学において修得したものとして認定するものとする。

8 授業料等

(1) 特別聴講学生に係る検定料、入学料、授業料及び追試験料は徴収しない。

(2) 上記以外の経費（実習等の実費を含む。）については、受入大学において定める額を徴収することができるものとする。

9 学生証

受入大学は、特別聴講学生に所定の特別聴講学生証を交付することができる。

10 遠隔授業を行う場合の協力連携

遠隔授業により単位互換授業科目を開講する場合は、所属大学及び受入大学が連携を密にして、相互に協力しながら授業を実施するものとする。

11 本覚書の更新・改定

本覚書は、連携大学のうちのいずれかの大学の申出により、協議の上、改定することができるものとする。

12 その他

この覚書に定めのない事項のほか、単位互換の実施について必要な事項は、各大学が協議の上、別途定めることができるものとする。

13 施行日

本覚書は、協定書の発効する日から施行する。